

## 千葉県動物公園研究倫理委員会設置要綱

### (目的)

第1条 千葉県動物公園研究倫理委員会（以下「委員会」という）は、千葉県動物公園（以下「動物公園」という）に申請された研究が「千葉県動物公園研究倫理に関する指針」に準拠し、その実施の可否を判断することを目的として設置する。

### (委員会の構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び委員は、動物公園に職のある者から、多様な専門知見に基づき審査を行えるよう、別表第1に掲げる職責の者を充てる。委員会は、委員長を含む5名以上の委員によって構成される。

3 委員長は、委員会の議長を務め、会議を総括する。

4 委員会の庶務は、委員のうち研究員が務める。

5 委員長がその職務を執行することが困難なときは、あらかじめ委員長が委員の中から指名した者にその職務を代理させることができる。

6 委員長が必要と認めるときには、委員以外の職員又は外部有識者に意見を求めることができる。

7 外部有識者は、動物福祉、動物行動学、動物繁殖学、獣医学、社会科学、法律等、動物園学に関連する分野の専門家の中から選定し、委員長が招集する。

### (審査対象)

第3条 学術研究機関、博物館、企業、及び外部研究者が動物公園に申請するすべての研究、および動物公園職員が計画的に実施する研究を審査対象とする。

### (審査手続き)

第4条 前条に規定する研究を行う者（以下「研究実施者」という）は、研究を実施する前に、様式第1号と「研究計画書」を委員会に提出し、審査を受けるものとする。ただし、動物公園職員については、様式第1号の提出は不要とする。

2 事前に審査が困難な研究については、事後に審査することを妨げない。

3 委員会は、提出書類に基づき審査を行い、次に掲げる審査結果を研究実施者に通知する。

ア 承認

イ 条件付き承認

ウ 修正

エ 不承認

4 審査結果が、前項ア又はイとなった研究については実施を認める。ただし、前項ウ又はエの通知を受けた研究実施者は、計画を修正し、再審査を請求すること

ができる。

5 審査結果は、委員会より動物公園園長へ報告する。

(審査基準)

第5条 委員会は、別表第2に掲げる基準に基づき、研究の実施可否を審査する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は原則として月1回開催し、必要に応じて臨時開催することができる。ただし、審査対象がない月は開催しない。

2 委員の3分の2以上の出席をもって委員会は成立する。

3 動物に対する非侵襲的な研究については、委員の過半数以上の賛成により、書面による審査を行うことができる。

4 研究の進捗管理は、委員長が指名する委員が担当する。

5 研究の実施中に、倫理上の問題が確認された場合、委員会にて協議のうえ、是正指導又は中止を勧告することができる。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会の決議を経て定める。

附則

この要綱は、令和7年4月15日より施行する。

附則

この要綱は、令和8年2月2日より施行する。

別表第1

委員長	動物公園副園長
委員	動物飼育管理の知見を有する管理職職員
	動物飼育管理の知見を有する主査級の職員
	公園管理の知見を有する主査級以上の職員
	獣医診療担当職員
委員・庶務	研究員

別表第2

審査項目
千葉市動物公園研究倫理指針および関連法規・指針の順守
研究の倫理的妥当性（目的、方法、対象の適正性）
動物福祉への配慮

研究対象となる動物、来園者および職員の安全確保
個人情報および研究データの適正な管理
環境への影響の有無
研究成果の還元方法および利益相反の有無
その他委員会が特別に審議を要すると判断した内容

様式第 1 号

年 月 日

(あて先) 千葉市動物公園長

所属 :  
代表者 :  
住所 :  
TEL :  
E-mail :

\_\_\_\_\_研究への調査協力 (依頼)

この度、貴園との研究を計画しております。つきましては、下記研究への協力の可否につきましてご検討頂きたくご依頼申し上げます。

記

- 1 研究題目
- 2 研究概要
- 3 研究期間
- 4 調査対象
- 5 調査方法
- 6 試料採取 無 ・ 有 ( )
- 7 貴園対応
- 8 調査者
- 9 研究経費
- 10 研究成果
- 11 その他 「千葉市動物園 研究倫理に関する指針 (2023.12.13 施行)」を遵守して研究を実施します。

以上